

4. 3Rに関する法律

3R(リデュース、リユース、リサイクル)のことを総論的に規定している法律は循環型社会形成推進基本法(以下「循環基本法(*1)」)です。

この循環基本法は、我が国の環境施策の基本を定めた環境基本法(*2)の基本理念にのっとり、循環型社会の形成についての基本原則を定めたものです。そこでまず、この二つの法律について説明しその関係を見てみます。

環境基本法

1) 三つの基本理念

環境基本法は、その名が示すように我が国の環境保全に係る施策の基本を定めた法律で、その「基本理念」として、次の三つを掲げています。

- 人類存続の基盤である限りある環境の恵沢を現在及び将来の世代が享受でき、それを将来にわたって承継すること(第3条)
- 全ての者の公平な役割分担の下で、環境への負担の少ない持続的発展可能な社会を構築すること(第4条)
- 国際的協調による積極的な地球環境の保全を推進すること(第5条)

2) 環境基本計画(目指す方向と施策の重点分野)

この環境基本法に基づき、国の環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱を定めたものに環境基本計画があります。平成6年に策定されて以降5年毎に見直され現在第4次基本計画(*3)となっています。

この中で、「持続可能な社会を実現するための人づくり、地域づくり」と「物質循環の確保と循環型社会の構築」の二つが、この基本計画のコンセプトである「持続可能な社会」を構築する上で重要な政策分野と位置づけられています。

前者では、「持続可能な地域づくりのため文化、人材、コミュニティを含む地域資源の活用」と「地域づく

りの担い手の育成」が掲げられ、ここから小中学校等での環境教育の大切さが導き出されます。後者では、「有用な資源の回収、有効活用により資源確保を強化する」ことが掲げられ、ここからは廃棄物等の循環利用としてのリユース、リサイクルの大切さを教える意味が導き出されます。

循環型社会形成推進基本法

1) 循環型社会の定義と3R

「循環型社会」については循環基本法第2条で、「製品等が廃棄物になることが抑制され(Reduce)、並びに正当な循環資源となった場合においてはこれについては適正に循環的利用(Reuse・Recycle)が行われることが促進され、及び循環的な利用が行われない循環資源については、適正な処分(廃棄物としての処分をいう)が確保され、もって天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会(英文字は筆者注記)」と定義されています。この三つの英語表記の頭文字を取って「3R」と呼ばれますが、ここで重要なことは、Reduce、Reuse、Recycleの順でその優先順位が定められていることです。

しかし、いろいろなリサイクル法(*4)ができリサイクルは私たちの暮らしの中に定着してきましたが、Reuse(繰り返し使う)の取り組みが遅れています。

平成25年5月に閣議決定された循環型社会形成推進計画の「国内における取り組み」では、「質にも着目した循環型社会の形成」として、「2Rの取り組みがより進む社会経済システムの構築」を最初の項目に記述しています。

ただし、生産～消費～廃棄の過程で、リユースするよりリサイクルの方が環境負荷が低い場合がありますが、その場合は、3Rの優先順位によらないことを考慮する必要があります。